

札水計第291号
令和6年5月29日

工事受注者各位

給水部長

(札幌市水道局工事安全管理委員会委員長)

水道工事における下水道管等の損傷事故の防止について(周知)

平素より本市の水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴社に置かれましては、各工事現場において安全確保と事故の防止に鋭意取り組まれていることと存じます。

しかしながら、近年、水道工事において下水道管を損傷し、報告や復旧をせずに埋め戻しされているもの、損傷したことを認識しているにもかかわらず所管の下水管理センターの指示を受けずに簡易な復旧で対応を終えているものがあると、下水道河川局より報告を受けております。

令和5年3月にもガスの損傷事故防止について委員会より周知をしておりますが、下水道管をはじめ他事業者が管理している埋設管も同様に、より一層の事故防止策を講じ、安全管理体制及び取組の強化を図るべきであると考えます。

つきましては、以下の内容を参考に、地下埋設管の損傷事故防止の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

- ・ 工事前には、埋設管の配置や使用状況について照会するとともに、必要に応じて工事の際に管理者の立会を求めること。
- ・ 照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- ・ 埋設管の付近は、慎重に手掘り等で作業すること。
- ・ 不明管が発見された場合は、照会情報の確認や埋設管の管理者へ立ち会いを求めるなどの対応とすること。
- ・ 万が一折損した場合は、工事監督員及び埋設管の管理者へ速やかに連絡すること。

【担当】札幌市水道局工事安全管理委員会事務局

(札幌市水道局給水部技術管理・危機対策担当課)

電話 (011)211-7015